

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日は、その翌日)

平成十年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一の表及び二の表中「一・二五パーセント」を「一・二一パーセント」に改める。

## 鳥取県告示第二百九十九号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十八号（農業近代化推進資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十年四月十四日前に、鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）第四条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

平成十年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中「一・一パーセント」を「一・〇パーセント」に、「〇・六一五パーセント」を「〇・六パーセント」に改める。

## 鳥取県告示第二百九十一号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十九号（中山間地域活性化資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十年四月十四日前に、鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二月鳥取県規則第二号）第三条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

## 鳥取県告示第二百八十九号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十七号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成十年四月十四日前に、鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二月鳥取県規則第二号）第五条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成十年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表の一の項中「一一・三五ペーセント」を「一一・一五ペーセント」に、「一一・〇ペーセント」

に、「〇・九パーセント」を「〇・五五パーセント」に改め、「年〇・〇五パーセント」を削り、「〇・六四パーセント」を「〇・五五パーセント」に改め、「年〇・〇五パーセント」を削り、「二二支り、同表の二つ頭」「二

を「〇・ナーセント」に改め、「年〇・三ナーセント」を削り、「年〇・九ナーセント」を「〇・七五ナーセント」に改め、「年〇・〇五ナーセント」を削り、同表の三の項中「一・一ナーセント」を「一・〇ナーセント」に、「一・二五ナーセント」を「一・一ナーセント」に改める。

鳥取県告示第二百九十一号

平成八年四月鳥取県告示第一百五十号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成十年四月十四日前に貸し付けられた商業近代化資金については  
よる。  
なお前回の例によれば

平成十年四月十四日

鳥取県知事 西尾邑次

表の一の項及び二の項中二・二五パーセントを二・二パーセントに二・

「〇五パーセント」を「一・〇パーセント」に改め、同表の三の項中「一・一パーセント」を「一・〇五パーセント」に、「〇・九パーセント」を「〇・八五パーセント」に改め、同表の四の項から七の項までの規定中「一・二五パーセント」を「一・一パーセント」

平成十年四月十四日

鳥取県知事 西尾 邑次

鳥取県知事 西原 岳次郎

に、「一・〇五パーセント」を「一・〇パーセント」に改め、同表の八の項中「一・一  
五パーセント」を「一・二パーセント」に改め、同表の九の項中「一・二五パーセント」  
を「一・二パーセント」に、「一・〇五パーセント」を「一・〇パーセント」に改める。

鳥取県告示第二百九十三号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十一号（漁業經營維持安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十年四月十四日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお從前の例による。

平成十年四月十四日

鳥取県知事 西尾邑 次

表中「二・一パーセント」を「二・〇パーセント」に、「一・二五パーセント」を「一・一パーセント」に改める。

鳥取県告示第二百九十四号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十一号（漁業経営安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十年四月十四日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例

による。

鳥取県知事 西尾邑 次

発行所 烏取県烏取市東町一丁目 烏取  
県 【定価一部一箇月一千二百円(送料を含む。)】